

△ 討 論 ▽

高橋（明）：村の強さについて、私も西の方の村が強いという感じをもつ。例えば、講などをみても、西の方では宗教と結びついたものが多く、東北では無尽系のものが多く、しかも前者ではそれが

今日でもかなり残っているようだ。経営規模も西は小さく、せいぜい4/5反歩程度で、もともと兼業が多く、蘭草や織物などの地場産業とともに存在していた。基盤整備が西で遅れているのは、規模も小さく、機械を入れられないでもやってゆける程であったり、土地も段々状の所が多かったりすることもあるだろう。又、規模が小さいから、他人にも借せないし、従って請負も進展しない。

島崎：東山のところで領域の確認率が低い原因として、調査趣旨の理解が足りなかったというが、その辺を詳しく説明して欲しい。

川本：東山の場合、（東北の場合もそうだが）村の単位を大字でとるか、小字でとるか、が曖昧であった点にあると思う。他にも色々調査技術上の問題が多いことは確かだ。

島崎：単に調査技術上の問題ではなく、統計調査行政において、部落という意味での地域という捉え方が根本にあるのではないか。

川本：国勢調査などでも簡単に部落の内部を区分して調査単位としてしまうことがよくある。

島崎：国調の単位と農業センサスの部落とが統一性がない。

川本：山口が低い数字となつて表われているが、これと鹿児島とは何か関係があるのではないか。山口では干拓が多いし……。

島崎：毎回の調査の結果ではほぼ同じような傾向が出てきているのか。

川本：そうである。国土庁の調査は農業センサスに依拠してやっているが、その結論によると、兼業地帯は村仕事をやっていない、ということになっており、私の見解とは逆である。そこでは、兼業

農家が増えると村仕事をやらなくなるので、「兼業農家はけしからん」という論拠になっている。私は逆だ。

高橋：ここでいう村仕事というのは、無償のものだけをいうのか。川本：いや有償のものを含めて、村全体でやるのをさしている。

黒崎：それぞれの項目で相関をとつたらどうか。

川本：色々な相関を出してみたが、全国平均の相関で意味がなく、又、注目するような結果は出なかった。県内での相関はやっていない。

黒崎：領域が明確なところは村仕事もしつかりやっている、という傾向があるのではないか。あるいは逆の場合も……。

川本：領域という時の村の範囲と、村仕事をやる時の村の範囲とを、統計調査員がきちんと理解・区別しているかどうかが必要である。

柿崎：領域に関して、河川灌漑と溜池の違いは、全体の傾向としてはあると思う。ただ、私が香川の事例をみると、ここでは溜池灌漑の耕地が全体の80%を占めている。ところが四国の中では香川は村の領域の確認率は必ずしも高くない。ここでは、親池・子池・孫池という関連が非常に強く、村が水―溜池に規制される場合が強い時には、ひとつの水利系を孫池でとるか、あるいは他の池でとるかによつてその範囲がズレが生じてくる。水の範囲で村の領域が決まるようなことがあつて、それが大字、小字という範囲とはズレが生じてくる。村仕事も親池・子池・孫池の関連ででてる。

川本：村の枠は徳川時代からの行政的な枠の認識が非常に強く、

それと水利の枠とはズレている場合が多い。そして、どちらが本来の村の枠か解らない場合がある。香川の場合、市部・郡部でみると領域確認率では市部が高く79.8%（郡部71.2%）又、用掛路は市部が高い。溜池灌漑が多い奈良の場合は郡部の方が全部高い。

高橋（正）：領域の確認について、確認されないところでは、本来領域があつたものがなくなつたのか、あるいは本来からなかつたのか、それとも集落のとり方ないし統計操作上から現実に領域があるにもかかわらずないようになつて結果したのか。その点どうか。

川本：私見によれば、領域は一〇〇%あるものとみている。それが様々な原因で消えていったり、調査ミスがあつたりして、前述のような結果となつたものと思う。消えてゆく要因は、洪水常襲地、二つの在村地主が強く対立している所では村の枠での動きができないようなこともある、鹿児島のような政治的原因によることもある。

高橋（正）：領域が消えて行つたところは、村がなくなつたとみるのか。

川本：必ずしもそうだとはいえないが、崩壊過程にあるとは云えない。北海道では当初調査をしなかつたが、開拓農村でも同じような人為的な枠を創り出しているようだ。だから必要があれば、境界は後で作ることもあり得る。又、徳川期においてひとつの村を様々な領域に行政的に分割したようなところでは、領域が不明確になつてしまつたところが多い。しかし、私は日本の村というのは本来領域があるものだと考えている。

高橋（正）：農村のできるプロセスによつて、領域が様々に違つてゆくのではないか。

川本：確かにそうだ。

島崎：領域がなくなる、又は動く処での、その原因は何か。

川本：政治・洪水・都市化などがある。現在最も大きいのは都市化ではないか、例えば団地ができてくる場合、村がすっかりしていれば、それに対応するだけの智慧をもつものだが、そうでない処も多い。

高橋（正）：村の領土意識が非常に薄れてきた。毎年、領域を認めるような作業もなくなつてきたことにもその原因はあるのではないか。

川本：毎年伝統として教育しているところもあるが、そういうことをやめたところが多い。老人3人で村仕事をやっているようなところさえあるのが現状だ。

高橋（正）：村の領土は何権なのか。例えば村々の間で領土を売買するようなことがあつたのか。

島崎：所有権とは違い、国家が国土に対して持っている権利みたいなものではないだろうか。

川本：何々権などというと、それは近代的なものになつてしまつて、それ以前のものだ。

島崎：一種の管理権ではないか。

高橋（正）：ビヘイビアとして、自分の村の領地を拡大しようとするようなことはあるか。

島崎：どういふ村でもそういう関係の文書があり、それを毎年関係村の間で見るといふ慣行もある。

川本：富山の山間部では、山年貢の負担を回避する為、自村の領土を他村にやろうとするようなこともあつた。又、生産力の低いところでは、酒をつけて隣村に土地をもらつてくれ、といふようなことも明治になつてあつたほどである。だから領域といふのは動くものであり、永久不動なものとは考えていない。

島崎：センサスの集落調査で、村の領域の確認等について調査すること自体が、つまり村の領域が明確になつてゐるか否かという問題が、実際の農政にとつてどの様な有効性を持つと農政当局は考えているのか。農業のシステム化に於ける地域とここで云う村とは原的に違ふのではないかと考えられるが、それらがどの様に結びつけられて考えられているのか。更に、土地保全機能を村が持つという時、それが構造農政の中から出されてくる場合、部落の中での土地移動は農政の立場としては期待するところではないのか。

川本：土地保全機能は、今は村がなんとかやっているが、都市化の波の中でいずれ不可能になつてゆく可能性が十分考えられる。したがつて、その際それに代るべき新しい組織が作り出されねばならないだろう。そこで、農水産省のいふシステム化等と繋つてくるのであろう。

高橋（正）：現在農林省で議論されていることを若干紹介する。極めて明確な点は、構造政策のひとつの手段として村を利用しようといふことだ。といふのは、従来の様な個別生産の展開、個別代替

的な規模拡大では、点としての農業生産は確保できても、面としてそれは確保できなくなる。まして今一番問題となっている減反政策では米から麦や大豆等の粗放作物への転換が課題となっており、その為には機械を利用した労働生産性の確保が要請され、そこに面としての集団的土地利用が是非とも必要となる。そこに村を再認識し始めた最大の理由がある。それはかつての昭和恐慌期に村が見直されたのと同様な事情が存在するようだ。唯、私が考えているのは、村の機能だけで自己完結するだけのフアクターは非常に少ないのであり、つまり、村は保全とか維持とかに關する機能は強く有するが、変化に対する適応力には乏しいことから、その適応力を外部から共助することにより、村の持つ結合力をつなげてゆくようなシステム―町村なり農協と集落をうまく繋げたシステム―をつくってゆかねばならないものと考えている。

島崎：「点から面へ」という趣旨は理解できるが、既に面として村が使えるという認識は既に手遅れではないのかと考えるが、そうでないという保証・確信・根拠はあるのか。又、地域農政というのは自発性に基ついて行なわれるものと考えるか、それと村の機能なり、高橋（正）氏の言葉でいう新しいシステム化との関連が、農民の自発性に基ついてということを根拠にしてどこまでリアリティを持つのか。

高橋：第一の点については、よく指摘されるところではあるが、私見ではそうは考えない。というのは、例えば今度の減反に關して村の中で様々な話し合いが持たれ、共助制度といったものが村の内

部で自発的しかも広範な地域に亘って形成されている。又、減反の受け入れが市町村段階から集落段階に於いて非常にスムーズに行なわれた。これには勿論、食糧制度を守る、という農協等の動きかけがあつたところ大であるが、こうした点が、集落再認識の契機になつていたかと思う。私の印象では、集落の構成員全体にかかわる問題については依然として十分対応力はある―全体の利害については一致する原理が村の中には残っている。しかし、だからといって村に全面的に期待してよいというのではなく、そうでない側面、つまり村の内部における利害対立の処理能力は増々弱まっているのであり、そうした点を市町村がどのようにカバーしてゆくかが問題となるであらう。

高山：減反を集村で受け止めるという場合、その対象となる領域と、川本氏の云う領域とはずれてきているのではないか。

高橋（正）：集落の人々もつ耕地の属人的な面積に対して減反の割り当てがあるのであり、集落の領土に対して割り当てがあるのではない。

川本：確かにその間のズレはあるが、農民自身がそれをあまり認識していない。しかし、減反は村全体のこととして受け止めているから、中で不公平が生じてもそれを村の中で收拾してゆくだけの能力があるのである。しかし、これを農政が利用しようという態度が出てくること、村の中の構想のズレが拡大されてゆき、村そのものが怪しくなるという危険がある。従つて、地域農政の趣旨は結構だと思つて、具体的に表現する時には、村を壊すひとつの原因になる

のではない。だからその前に村の土地保全の重要性を認識する必要があるのではない。

島崎：本来構造農政と地域農政とは農政の系統としては降り方が別なものではないか。それを辻褃合せをやらうとしているところに無理が生じてきているのではないか。又、地域システム化という時には合理化ないし近代化というのが基調になっていると思われるが、川本氏の領土なり村はむしろ非合理的な人間関係の側面であり、そこをどの様に結びつけているのか。

長谷川：その点が、いわゆる市場メカニズムと村の論理という異質なものを結びつけようという高橋（正）氏のいう「地域マネージメント固有の論理」であるかと思う。

川本：私は市場メカニズムが合理的・論理的であり、村が非合理的・非論理的であるとは考えない。むしろ問題は長期的にみるか、短期的にみるかの違いだけであるかと思う。

島崎：現実はそのだが、農村自治の現状分析として、説明して理解しようという時には、その点がポイントになると思う。

高橋（正）：国は地域農政の旗振りを懸命になつてやっているが、現実にはそれは土地の権利移動・賃貸借などの農用地利用増進事業だけが前面に押し出されて、本来考えられるべき農村の開発性といった問題は大きく後退してしまつてゐる。私見では、国からの唱える地域農政は本来ないものと考えている。

しかし、町村なり村なりが何かやらざるを得なくなつてきて、そこで出てくるものが本来の地域農政というものであろう。そこで合

理的なものとは非合理的なものをどのように繋げてゆく一定の道筋が事前に存在するのではなく、その場その場の問題解決のマネージメントで具体的に一歩一歩やつてゆくことだろうと考える。地域農政が本来の姿で育つてゆくかどうかのポイントは、地域の主体が地域レベルに於ける固有の問題を見出し、その解決に向けての地域レベルの農政企画をどれだけしてゆけるかどうかに存するものと考えて、さき程の開発性ということも、そういう点から考えてゆきたい。

島崎：日本の伝統的な農政では、自治体農政という考え方はなかった、と高橋（正）氏は書かれているが、自治体農政は現実に予算もないところでは本当にむづかしい。結局それは安上り農政の現代版になつてきてしまつて、「部落の中の自発性に基つて何かやつて欲しい」、「酒盛りやつても補助金出す」という妙な方式になつてしまふという側面がある。

高橋（正）：「安上り農政」という批判をされるが、今までの国の農政は「物」の農政しかできなかった。しかしいくら物を作つても農村は変わらないのであり、ハードな側面にはソフトな側面を繋げてゆかねばならない。しかもそのソフトな側面というのは外から与えられるものではなく、現場の人達が開発してゆかねばならないものである。それを開発してゆくプロセスとして自治体農政の意味があるのではないか。

高山：自治体の中をみてゆくと、特に農政だけではなく、厚生省や労働省その他諸々の系統の補助金を獲得してきて、どの様なハードな施設を持つ地域を作つてゆくか、という市町村長や政策スタ

ップの構想がある。しかもそうした動きが、農業生産における労働過程の変質に対応する形で出てきているのであり、それを利用して村を把握してゆくことが、地域農政の大きな役割になってきているような変化がみられる。現実には市町村長がやっているのは、各種の補助金をいかに多く獲得してきて、ハードな側面とソフトな側面を結びつけてゆこうとしているか、ということだ。

柿崎：村には変化に対して常に新しい組織を生み出しながら対応してゆこうとする性格がある。その際、農協と村とがどういうシステムを作りながら適応してゆくかが問題となってくるのである。農村自治とは農業生産の問題だからしたがって市町村役場とは違った側面で農協の役割をもう一度再考する必要があるだろう。

高山：農協が各村の農業問題の解決の方途を模索すればする程、一面では農民層の分解が進んできて、そうなる農協ではもう対処できなくなる。例えば農村老人対策として各地の村に老人ホームが建設されてきているが、それは農協主体ではなく、市町村の役割であろう。したがって、地域の中での問題解決の役割分担に於ける農協の位置づけが従前以上に強くなったのではないかと見ている。

農業における変化を町村の中でどのように地域として吸収してゆくのかという環元性が前よりも強くなった。

川本：私が、営農集団のしつかりしたものを作っているといわれているような地域をみると、そこでは市町村と農協とからうまくタイアップしているところと、市町村長がワンマンで農協をコントロールしているところがある。しかし後者の場合、足元をみると確かでない。

一番しつかりしているのは前者の場合であり、農民の要求をシステム化して吸収し、生産の場では農協が担当し、外に対しては行政が役割を分担するような体制ができている。ところが、村は保守的であり、基礎集団だから変化に対応するための機能集団を新しく作らねばならない、と考えてやっているとところはうまくいつてはいない。村は基礎集団であると同時に機能集団でもあるので、その村が生んだ機能集団をうまく農協が組織化するという形で、農民と村と農協と市町村とがうまく組織化しているところは農業もうまくいつており、そういう例はすいぶんある。

高橋（正）：新しい集団も村に認知された形で生まれてくることが大切である。農協と市町村の問題は二者択一の問題ではない。唯、農協の場合、経済成長の段階では大規模農家だけを把握吸収していったが、80年代の農協運動は集落単位で農業計画を立ててゆこうという路線を新しく出し始めたので、若干方向も違ってくるものと思うが、しかし集落そのものあるいは面としての地域は農協の経済活動のメリットにはストレートに繋がらないという側面を持つ。さらに、農村社会に於ける社会教育と農業に於ける組織づくりとをどういう風に繋げてゆけばよいのかが大きな問題だと思ふ。

川本：様々な縦割りの政策を市町村段階でうまく統合してゆく能力も農業を円滑に展開させてゆくためには必要であろう。

島崎：社会教育の問題は、自治の問題を考える際非常に重要な問題であると思う。というのは、そこで問われるものは住民の統

治能力の問題であると思うが、その点をここでもつと重視してゆく必要があるだろう。

柿崎：例えば最近のママサンバレーにみられる様に、農村の中に新しいコミュニケーションの場が形成されている様に思われる。

高山：農村自治とか農民自治とかの問題が出てくるひとつの背景には混住社会化というのがあったと思う。関東、関西をはじめ、通勤兼業が可能な地域では集落の中に兼業農家と非農家が増え、そうした人々の要求と農業者の要求とをいかに調整するか、という問題が、今日農村の大きな課題になっていると思われる。

春日：先程の80年代の農協運道、あるいは「白書」の中で位置づけられている土地の流動化ないし土地提供者としての農民、村と、それに対峙する村内部の力が全体としてはどうなるのか。それが、内発的な力として満たされる条件があるのかどうか。その辺がこれまでの議論では納得的な形では出てきていないが……。

川本：私見では、最もいけないのが地価である。この問題が解決されない限り、村の中の兼業農家と専業農家との対立の解消はない。しかし、現実には両者が血を流しながらうまく融和しようという基盤はまだある。その典型は岡山県長船の場合だ。しかし、「地価の高騰は農家の相続を困難にし、集団の分解への大きな圧力となっている。」と幸水園の梶川氏も云っている。

春日：その問題がひとつあるが、もうひとつ黒崎氏から先程出された村の中の土地の調整機能であるが、特に都市近郊に於いては、土地の利用権や所有権そのものの移動が村の外との間で行なわれる

ようになってきている。こうなると村が耕地そのものを保全するという機能が、どこまで働いているのであろうか。

長谷川：基盤整備をやる際、村と村との間の出作、入作関係を調整・整理して、新しく村の境界を設定しようとしているところが、随分ある。それは、集団転作等への対応にもなるわけである。

宮崎：川本氏の報告の中でいくつか疑問となる点がある。ひとつは、「領土権」の内容についてである。それが山林原理の場合のように入会権の対象になる場合と、普通の農地のように個別の所有権の対象になる場合とは違う。後者の場合は、各人が個々の地片について有している所有権の行使に対する制限をする権利であると云える。その制限が最もシャープに働く場合が農地を売る場合である。まず村の中で売買しろ、というように。しかし、こうした規範的なものも、水田の場合はまだしも畑地についてはかなり薄れてきている。

村の領域が明確であるということは、村の或る領域に関して領土権があることを示すものであると思われるが、その領土権の内容が大きく変ってしまったてきているのではないか。辛じて共同作業が領土権の最後の形態として残っているのみである。そこで、各人が持つ所有権に制限を加える領土権が何に由来するのか。一口に云えば、それは慣習ということになるが、その慣習を支えているザッハリッヒなもの、イディアルなもの何かが。社会原からの回答を知りたい。第2点は、村は一面では家と家とが協力する場である反面、逆に家と家とが激烈な競争をする場でもある。今日農政と結びついているのは、(特に土地の流動化に即しては)村のもつ競争場としての面

である。つまり、農政の意図に対して村の競争としての性格が衝突して、中々土地の流動化が進まない。そこで、その面を避けて、専業、兼業仲良くやろうとすると、村ぐりみ組織に於いては、オペレーター、マネージャーが最も損をするという状況が出てきてしまう。その辺のジレンマを突破することはできないものだろうか。

川本：確かにそうだが、流動化について農林省が村を利用してうまくやつてもらおうとせざるを得ない状況に入ってきていると思うが、かえってそれをやり出すと、村内部の対立が拡大して、村そのものが潰れてしまうのではないかとという危機感を私は持つ。農業をなんとか発展させたい、というのは農民の熾烈な要求であるから、これが伸びるようなお膳立てだけを、国はしてやればよいのであり、基本的には地面を下げるとか、技術・知識の提供などでよいと思う。

柿崎：宮崎氏の第一点と関連するところであるが、川本氏が村と部落を分けて、村の領域について話された際、領域があるということは、隣りに村があつてその境が必要であるから、生じてきたものであり、中世社会に於ける様に開墾の余地が沢山ある場合には、開墾されたところまでが村の領域となり、次いで太閤検地以降、村が買租の単位とされ、村切りがなされて後の領域と、川本氏のいう部落でない村の領域とかどの様にかかわってくるのか、がよく理解できない。

川本：原理的には二つは違うものである。しかし、現実にはそれらが一致しているところは沢山ある。例えば、ひとつの村の中にいくつかの封建権力が割り込んで来て、それを切断了らうなところで

村切りをやった枠と、村の農民達が自分で生きてゆく為に必要な枠とは原理が違う。そして、農政の立場からは村切り—行政の枠の方が大切なのではないか。

柿崎：領域というのは、その中に政治的な意図が含まれていて、確かに原理的には自然発生的な共同組織の外縁（延）としてある部分と権力によつて確定されていった部分とは違うものと思うが、実体としてはかなり結びついていて強い部分ではないか。

川本：確かに政治権力とは無縁に生きてゆけないのであるから、両者の均衡の中で村の枠は決まつてゆく、という意味では、両者の枠は原理的には違つても、現実には一致はするだろう。柳田国男も「時代か農政」の中で云つている様に、初めに枠ができるのは住宅部分で次に耕地が入り、山林が入つて村の枠ができる。だから、旧村は村のそばに山林を持つが、新田村は村からずつと離れた遠くの所にしか山林を有しない場合が多い。又、政治的な枠は、村の生活と矛盾した所でできることは少ないが。

柿崎：近世になつて枝村が自立性をもつてひとつの村を形成したようなことがあるが、その場合の、つまり枝村とか子村という時の村の領域と、親村の領域とが明確になり得るのか、という問題はどうか。

黒崎：それはケースによつて随分違うのではないか。私が諏訪の祭りについてみていたところでは、恐らく中世に於ける親郷の領域はかなり明確になつていたものと思う。ところが、中世の村と中世の村とは違うのであり、その時、境界の再認識を改めて行ったもの



と思う。更に明治の地租改正時には村切りがあらためて行なわれたところもあるし、洪水の常襲地などでは流動的だ。やはり、土地の利用の仕方が変ることによつて、境界も変る、と云つた方が正確だろうと思う。

川本：農林省が村を減反の為に再認識するという時、減反に必要な限りの村と農民の生活に必要な村との間のギャップはあるのではないか。

高橋：確かにそれはあると思う。先程、ザッハリッヒなものがあるのかどうか、という発言があつたが、農法の面からみると、近世農法というのは集団農法であり、その時代にできたのが領域として明確なものとなつていた。それが明治農法になると個別化され、個別農法として分日まで来たわけであるが、それが色々な所で矛盾が生じてくるようになり、再度新しい集団農法に切り変わらねばならなくなつてきている。それは単に減反だけではなく、個々の農家が生産を続けてゆく上でも必要になつてきていることから、新たな農法的基盤においても集団化、そしてその単位は土地としての纏りをもつたものであり、それを担うグループが必要となり。そこに村が再認識・再編成されてゆかねばならない。

川本：明治の地租改正で土地は私権を設定したが、水はそうできなかつたが、その矛盾が現在存在するが、その解決はできないのであろうか。

島崎：その集団農法・個別農法の問題は昨年の大会でも北海道の事例で、地力回復の方法として論点が出されていたが、更に議論を

深めてゆく必要があるだろう。

川本：そうした徴候は資源の循環の問題としても出されている。官崎：農用地利用増進事業で利用権設定する場合、法律上の正規のルートに乗らないで、事実上土地の賃借をしていたものが、その場合正規のルートに乗せると、耕地を全部借した兼業農家は農民でなくなつてしまう。すると、農協の正組合の資格はなくなり、農委員の選挙権も失う。それに対してかなり抵抗があるようだ。現実には最低10aだけヤミ小作として残しておくこと等の方法がとられているわけだが、そうしたことをやつてまで「農民でありたい」という強い希望がある。将来、農法の変化とも関係するが、こういう農民でなくなるという事態は端的に云えば集落の再編ともいえるような事態だが、これが可能なのだろうか。又、その見通しはどうか。

高山：川本氏が出された兼業農家の社会的・経済的役割についてであるが、問題は、日本経済合体の中で安定した兼業機会が今後創り出されてゆくかどうかにあるのではないか。それか又、今宮崎氏が出された問題とも関連してくるのであろう。実際には、複合経営とかいわれていても一方では、農地の流動化が政策によつて推進されているか、これも商品経済の個別の論理が優越してゆき、結局は個別経営の中にとり込まれてしまうのではないか。又、一方では地場産業とか兼業機会の安定ということも、資本の論理の中で推進されてゆき、全体としては安定する村とそうでない村とが無秩序に生まれてくるのではないかと思う。そうした状況が当分続くのではな

いか。

宮崎：私の疑問を端的に云えば、村というものは、もと農家であった現在の非農家もメンバーに含むものか、そうでないのか、という点につきる。

島崎：これは本日の川本氏が出された問題とも、あるいは今後の展望という点からも大変重要な問題であると思う。土地の保全というものか。一体農家だけでできるのか、今日の様に村の中に非農家を沢山抱えている状況でいかに土地を保全するというのが勤労者を除いてできるのか、という問題が根本的に出されているのだと思う。農民にとっては生活手段であり、勤労者にとっては生活手段である土地の保全、自主的な管理か、いかに可能なかという巨大な問題が出されているものと思うか、更に議論を進展させてゆく必要がある、というように宮崎氏の発言を理解している。

川本：ひとつの数字（農業センサス）を挙げれば、一九七〇年から七五年の間に、非農家が増加した集落が79%、そのうち5割以上非農家が増加した集落が45%ある。増加の理由では、個人的に住宅を求めて入ってきたもの40%、住宅団地として入ってきたもの14%、在存のまま離農して非農家となったものが32%、分家によって非農家となったもの11%となっている。この後二者の計43%は村人そのものが非農家となっているのであり、これらは農家のつながりがある部分であり、村の異分子ではなく、村仕事には出る。又、地所から入り込んだ連の中でも、村人の縁故者として入り込んだ者が多いが、これらは村の統制に服するのであるが、住宅団地として入って

来た人達が問題である。この辺のバランスが今後どうなつてゆくかが問題ではあるが、村がしつかりしている間は、巧みに乗り切るだけの力はあるものと思う。

高橋：山梨県の甲府の近くの八田村の事例であるが、村の中に住宅を建てて入って来る際、役場で住民登録の時、村のとりきめを文書で渡すことにしているが、これも新しい智慧であろう。

川本：富山の村では、住宅団地に入ってくる者に30年分の村首費を事前に前取りしている様なところもある。

柿崎：倉敷の例では、市営の住宅団地化が例えばし尿処理等で、長年の村の慣行を壊している場合がある。これは行政が村を壊している例だ。

黒崎：私が今住んでいる所では水利費を皆が均等に払っているが、私が驚いたのは村の共同山林には皆が平等に入れることになっていることであつた（豊科のあずさ橋）。もうひとつは松本市の金剛村原では、土地借つて家を建てたものは全部山に入れる。ところが、北海道では、その住民になつたら誰でも無条件に入ることができると程ルーズである。最近では長野でもその方向になつてきている。

柿崎：市町村会議員は、票田につながっているから、村の機能を大きく壊していくようなことがある。

高山：島崎氏が云われたような、勤労者を含めての生活基盤としての土地、及び生産手段としての土地を地域としてどう管理してゆくのかは、非常に大きな問題であるが、それだけ機能的に違う土地をどう統一的に管理してゆくに問題の本質があるのではないか。

春日：生活点と生活点の相違が、新しい村づくりにとって重要な問題点となると思う。

高山：生活基盤としての共同性についての展望はあるのかどうか。例えば、新しい形態としてのママサンバレーなどでは、土地利用における融合ではないが、生活における融合ではあつて、それがソフトウエアとしてどう統合されてゆくかが問題としてでてくる。

島崎：長時間に亘つて討論があり、各人からそれぞれ重要な問題が提起された。多くが展望に繋がる問題ですぐ結論が出るようなものではないと思うが、農村自治を考える場合の一番のポイントになるような問題もあつたかと思う。やはり、最終的には私的所帯という問題にぶつかってくる問題があつて、それをどこまでネグリシグにできるかという問題が自主的な管理の問題と裏腹になつて存在している。これは農村自治というテーマはそういう問題を考えるのに非常にふさわしい共通課題だと思うが、今後、大会までの残された期間において、更に議論を發展させてゆきたいところである。